

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第9号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表2の項中「担当副区長」の右に「，保健福祉センター長」を加え，同表3の項中「センター長」の右に「(保健福祉センター長を除く。)」を加える。

附 則

この規則は，平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)